

四日市港管理組合公報

第1089号

令和4年9月30日

金曜日

目次

条 例

- 四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 2

規 則

- 四日市港管理組合職員の再任用に関する規則を廃止する規則 (総務課) 11
- 定年退職者等の暫定再任用に関する規則 (総務課) 11
- 四日市港管理組合職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則 (総務課) 13
- 四日市港管理組合職員の定年等に関する規則 (総務課) 22
- 四日市港管理組合職員の高齢者部分休業に関する規則 (総務課) 35
- 四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 36
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 39

訓 令

- 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (総務課) 41

告 示

- 四日市港管理組合収納代理金融機関の全部を改正する告示 (出納室) 43

公 告

- 四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表 (総務課) 43

条 例

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 4 年 9 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合条例第 10 号

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(iii) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ii) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあつては当該子が 2 歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて</u>任命権者を同じくする職（以下「特定の職」という。）に採用されないことが明らかでない</p>	<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(i)・(ii) (略)</p> <p>(iii) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>ii) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定の職」という。）に<u>引き続き</u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

<p>非常勤職員</p> <p>ロ (略)</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>員</p> <p>ロ ① その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下ロ②において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>ロ ② その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>ロ</p>	<p>ロ (略)</p> <p>ロ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ハ 第2条の4に規定する場合に該当す</p>
---	---

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(i) (略)

(ii) 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日

る非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において当該子について育児休業をしている非常勤職員に限る。)

二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(i) (略)

(ii) 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当

数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の休業又は第2項本文の規定（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年四日市港管理組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による産前産後の休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- ④ 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合）
当該子の1歳6箇月到達日

当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の休業又は第2項本文の規定（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年四日市港管理組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による産前産後の休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- ④ 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されるもの）にあっては、当

<p><u>イ 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であ</u></p>	<p><u>該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p>
--	---

<p>る場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>① <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休</u></p>	<p>ロ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</u></p>
--	--

業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につい

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該

<p>て、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事と。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(i)～(g) (略)</p> <p>(h) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(i) (略)</p>	<p>引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事と。</p> <p>(9) 第2条の4に規定する場合に該当すること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(i)～(g) (略)</p> <p>(h) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(i) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)又は第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定により育児休業等計画書を提出した職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の

例による。

(四日市港管理組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 四日市港管理組合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年四日市港管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例第2条の3第2号の改正規定中「当該非常勤職員が当該子について」を「、当該非常勤職員が、当該子について」に改める。

規 則

四日市港管理組合職員の再任用に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第4号

四日市港管理組合職員の再任用に関する規則を廃止する規則

四日市港管理組合職員の再任用に関する規則（平成13年四日市港管理組合規則第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の四日市港管理組合職員の再任用に関する規則第4条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

四日市港管理組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年四日市港管理組合条例第9号）の規定に基づき、定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第5号

定年退職者等の暫定再任用に関する規則

（総則）

第1条 この規則は、四日市港管理組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年四日市港管理組合条例第9号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項に規定する者（第2条及び第4条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和4年改正定年条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（暫定再任用の原則）

第2条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条の人事評価の根本基準に違反してはならない。

- 2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正定年条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第17項の規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(人事異動通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用をされた職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用をされた職員が当然に退職する場合

(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を管理者に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年四日市港管理組合条例第 7 号）等の施行に伴い、四日市港管理組合職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和 4 年 9 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 6 号

四日市港管理組合職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の管理職手当に関する規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）<u>第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定により採用された職員（次項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分（次項において「職の区分」という。）に応じ、別表第 2 の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下この項及び次項において「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）<u>第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定により採用された職員（次項において「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分（次項において「職の区分」という。）に応じ、別表第 2 の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（次項において「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。））にあつてはその額に四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下この項及び次項において「勤務時間条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に</p>

規定する勤務時間で除して得た数を、同法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第 3 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

- 2 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の月額、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第 3 の手当額欄に定める額、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

1～4 (略)

(条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員の手当額)

- 5 条例附則第 13 項の規定の適用を受ける職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中の「定める額」とあるのは、「定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」とする。

より定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を、同法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第 3 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

- 2 前条第 1 項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第 3 の手当額欄に定める額(法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

附 則

1～4 (略)

(住居手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 住居手当に関する規則 (昭和 46 年四日市港管理組合規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第 4 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7—49 (職員の単身赴任手当に関する規則) 第 5 条第 2 項に該当する職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) <u>第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。</u>) で、同項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅 (前条に規定する住宅を除く。) 又はこれに準じるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額 15,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第 4 条 条例第 12 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定める職員は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例施行規則の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7—49 (職員の単身赴任手当に関する規則) 第 5 条第 2 項に該当する職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) <u>第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。</u>) で、同項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であつた住宅 (前条に規定する住宅を除く。) 又はこれに準じるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額 15,000 円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第 6 条の 2 の 2 (略)</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第 6 条の 2 の 2 (略)</p>

<p>2 管理者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命じる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを<u>四捨五入</u>して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>のうち、斉一型短</p>	<p>2 管理者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命じる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを<u>4捨5入</u>して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>のうち、斉一型短時間勤務</p>
---	--

<p>時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>第8条の2 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に定める日数(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数。以下「基本日数」という。)</p> <p>(2) 当該年において地方公営企業労働関係法適用職員等(条例第13条第1項第3号の地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条及び次条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数</p>	<p>務職員以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>155時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>第8条の2 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に定める日数(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数。以下「基本日数」という。)</p> <p>(2) 当該年において地方公営企業労働関係法適用職員等(条例第13条第1項第3号の地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条及び次条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に定める日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が<u>再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次条第3項第2号において同じ。)</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、</p>
---	---

<p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第 39 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり<u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定による採用後の勤務又は育児休業法第 18 条第 1 項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p> <p>第 8 条の 3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 13 条第 1 項第 3 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年の初日において<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等又は任期付短時間勤務職員であった者 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数 (特別休暇)</p> <p>第 11 条 条例第 15 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 生後満 1 年 9 月に達しない子を保育する場合 1 日 2 回各 45 分以内の期間 (育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつ</p>	<p>管理者が別に定める日数)とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、労働基準法第 39 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり<u>法第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 2 項</u>の規定による採用後の勤務又は育児休業法第 18 条第 1 項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</p> <p>第 8 条の 3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 13 条第 1 項第 3 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年の初日において<u>再任用職員</u>、<u>育児短時間勤務職員</u>等又は任期付短時間勤務職員であった者 その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数 (特別休暇)</p> <p>第 11 条 条例第 15 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 生後満 1 年 9 月に達しない子を保育する場合 1 日 2 回各 45 分以内の期間 (育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1</p>
--	---

<p>ては、1 日 2 回各 30 分以内の期間)</p> <p>(14)~(17) (略)</p> <p>(18) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の 6 月から 9 月 (管理者が特に必要と認める場合にあつては 10 月) までの期間内における 5 日の範囲内の期間 (育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち 1 週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の 1 週間における勤務日の日数の範囲内の期間、1 週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては 3 日の範囲内の期間)</p> <p>(19)~(23) (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第 13 条 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、1 日、半日又は 1 時間 (育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1 日又は 1 時間)、介護時間にあつては 30 分とする。</p> <p>2~7 (略)</p>	<p>日 2 回各 30 分以内の期間)</p> <p>(14)~(17) (略)</p> <p>(18) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の 6 月から 9 月 (管理者が特に必要と認める場合にあつては 10 月) までの期間内における 5 日の範囲内の期間 (育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち 1 週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の 1 週間における勤務日の日数の範囲内の期間、1 週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては 3 日の範囲内の期間)</p> <p>(19)~(23) (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第 13 条 休暇の単位は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇にあつては特別の定めがある場合のほか、1 日、半日又は 1 時間 (育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、1 日又は 1 時間)、介護時間にあつては 30 分とする。</p> <p>2~7 (略)</p>
---	--

(四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 4 条 四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則 (平成 28 年四日市港管理組合規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)	(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

<p>第 2 2 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第 2 2 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和 3 年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）をいう。

(2) 令和 5 年旧地公法 令和 3 年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をいう。

(3) 暫定再任用職員 令和 3 年改正地公法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。

(4) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。

(6) 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和 5 年旧地公法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。

(7) 令和 4 年改正給与条例 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年四日市港管理組合条例第 7 号）をいう。

(改正後の職員の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第 1 条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 2」とあるのは、「別表第 3」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則第 3 条第 2 項の規定を適用する。

(改正後の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第8条の3第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の2第2項、第8条、第8条の2第1項及び第2項、第8条の3第3項(第2号に係る部分に限る。)、第11条(第13号及び第18号に係る部分に限る。)並びに第13条第1項の規定を適用する。

(四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

7 管理職職員(四日市港管理組合職員の退職管理に関する条例(平成28年四日市港管理組合条例第1号)第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員をいう。次項において同じ。)であった者が、令和3年改正地公法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定により職員として採用された場合においては、第4条の規定による改正後の当該者に対する職員の退職管理に関する規則第22条第2号の適用については、「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項まで」とする。

8 この規則の施行前に、管理職職員であった者が、令和5年旧地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合においては、四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則第22条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

9 令和4年改正給与条例附則第5項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。次項において「育児休業法」という。)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算)

10 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正給与条例附則第6項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正給与条例附則第5項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正給与条例附則第4項

(旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置)

11 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第4項に規定する期間中に旧地

公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第2条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

(雑則)

12 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

四日市港管理組合職員の定年等に関する条例(昭和59年四日市港管理組合条例第1号)の規定に基づき、四日市港管理組合職員の定年等に関する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第7号

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則(昭和60年四日市港管理組合規則第1号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 定年制度(第3条—第7条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第8条—第13条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第14条—第18条)

第5章 雑則(第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市港管理組合職員の定年等に関する条例(昭和59年四日市港管理組合条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。

② 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。

③ 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

第2章 定年制度

(異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務期間延長の期限の延長の承認)

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書に規定する管理者の承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書(第1号様式)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項に規定する管理者の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書(第2号様式)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第4条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(定年に達している者の任用の制限)

第5条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体の職員又は四日市港管理組合職員退職手当条例(昭和41年四日市港管理組合条例第11号。以下「退職手当条例」という。)第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの(これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6に規定する定年退職日をいう。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により管理者の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

3 任命権者は、前項ただし書に規定する管理者の承認を得ようとする場合は勤務延長職員の異動承認申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面(以下「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (i) 職員が定年退職をする場合
- (ii) 勤務延長を行う場合
- (iii) 勤務延長の期限を延長する場合
- (iv) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

⑤ 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

⑥ 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合
(勤務延長に関する報告)

第7条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を勤務延長状況報告書(第4号様式)により管理者に報告しなければならない。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第8条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める職は、別表に掲げる職及び人事異動その他人事管理上の必要により臨時的に置かれる職とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める職は、同項第1号又は前項に規定する別表に掲げる職に準ずるものとして管理者が認める職とする。

3 任命権者は、第1項に規定する別表に掲げる職の新設又は改廃があるときには、速やかにその旨を管理者に通知しなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第9条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第10条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項に規定する管理者の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書(第5号様式)に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第11条 条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(i) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(ii) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(iii) 条例第9条各項の規定により、異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢

に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第13条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、異動期間延長報告書(第6号様式)により管理者に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第14条 任命権者は、定年前再任用(条例第13条及び第14条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第15条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (i) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (ii) 定年前再任用を行う日
- (iii) 定年前再任用をされた場合の給与
- (iv) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (v) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第16条 条例第13条及び第14条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (i) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (ii) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第17条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法を

もって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(ii) 定年前再任用を行う場合

(iii) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第 13 条及び第 14 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に関する報告）

第 18 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を管理者に報告しなければならない。

第 5 章 雑則

第 19 条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制又は定年前再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年改正定年条例附則第 2 項の規定による勤務についての準用）

2 第 3 条、第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条並びに第 7 条の規定は、四日市港管理組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年四日市港管理組合条例第 9 号。以下「令和 4 年改正定年条例」という。）附則第 2 項の規定による勤務について準用する。

（令和 4 年改正定年条例附則第 3 項の規則で定める職及び職員）

3 令和 4 年改正定年条例附則第 3 項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和 4 年改正定年条例附則第 3 項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、令和 4 年改正定年条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第 3 条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）とする。

(i) 基準日以後に新たに設置された職

(ii) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和 4 年改正定年条例附則第 3 項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和 5 年 3 月 31 日である場合には、旧条例第 3 条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

5 第 5 条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定は、令和 4 年改正定年条例附則第 3 項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

（条例附則第 5 項の年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第 5 項の規定による情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

7 条例附則第 5 項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢 60 年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 法第 28 条の 2 から第 28 条の 5 までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

(3) 四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号）附則第 13 項から第 21 項までの規定による年齢 60 年に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 退職手当条例附則第 12 項から第 14 項までの規定又は退職手当条例附則第 4 項の規定によりその例によることとされる三重県人事委員会規則 7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）第 3 条の 2 の規定による当該職員が年齢 60 年に達した日から条例第 3 条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、法附則第 23 項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

8 任命権者は、条例附則第 5 項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

9 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

(2) 年齢 60 年に達する日以後の退職の意思

(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

(4) その他任命権者が必要と認める事項

10 附則第 7 項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。

11 附則第 9 項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和 4 年改正定年条例附則第 26 項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

12 令和 4 年改正定年条例附則第 26 項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合

において、基準日における新条例定年相当年齢（条例第 13 条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(i) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(ii) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和 4 年改正定年条例附則第 26 項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

14 令和 4 年改正定年条例附則第 26 項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第 12 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

別表（第 8 条関係）

適用する給料表	組織	職名
行政職給料表	管理者部局、議会事務局、 監査委員事務局	副課長

第1号様式（第3条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者 ㊟

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について別紙のとおり申請します。

別紙

勤務延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	級	職給料表 号給
定 年 年 齡	年	定年退職日	年 月 日
延 長 前 の 異動期間の末日	年 月 日		
異 動 期 間 の 延 長 理 由 と 根 拠 条 項			
現在従事している 職務の内容			
勤務延長を行おうとする理由と 根 拠 条 項			
申請する勤務 延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			

第2号様式（第3条関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者 ㊟

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について別紙のとおり申請します。

別紙

期限延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	職給料表 号給	
定 年 年 齢	年	定年退職日	年 月 日
勤務延長の事由			
期 限	年 月 日		
現在従事してい る職務の内容			
期限延長を必要 とする理由			
期限延長の期限	年 月 日		
その他参考事項			

第3号様式（第5条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者 ㊟

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第5条第3項の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について別紙のとおり申請します。

別紙

異動予定職員の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級及び号給	職給料表号給	
定 年 年 齢	年	定年退職日	年 月 日
勤務延長の事由			
期 限	年 月 日		
現在従事している職務の内容			
異動後の所属			
異動後の職名	異動後の職務の級及び号給	職給料表号給	
異動後の職務内容	}		
異動を必要とする特別の事情			
異動予定年月日	年 月 日		
その他参考事項			

第4号様式（第7条関係）

勤務延長状況報告書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

氏名等	所 属	定 年 年 齢	職 務 内 容	勤 務 延 長 事 由
	職 名	定 年 退 職 日		
	職務の級・号給	勤 務 延 長 期 限		
年 月 日生		年		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生		年		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生		年		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		

第5号様式（第10条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者 ㊟

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第10条の規定に基づき、異動期間の期限の延長について別紙のとおり申請します。

別紙

期間延長予定職員 の氏名等	年 月 日生		
所 属			
職 名	職務の級 及び号給	職給料表 級 号給	
異 動 期 間 の 末 日	年 月 日		
現に従事して いる職務の内容			
既に延長された 異 動 期 間 の 延 長 理 由 と 根 拠 条 項			
期間をさらに 延長しようと する理由と 根 拠 条 項			
申請する異動 期 間 の 末 日	年 月 日		
その他参考事項			

第6号様式（第13条関係）

異動期間延長報告書

第 号
年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

任命権者

四日市港管理組合職員の定年等に関する規則第13条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

氏名等	所 属	異動期間 の 末 日	職務内容	延長された異動 期間の延長理由
	職 名			根拠条項
	職務の級・号給	延長された異動 期間の 末 日		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		
年 月 日生		年 月 日		
歳	職給料表 級 号給	年 月 日		

四日市港管理組合職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年四日市港管理組合条例第6号）の規定に基づき、四日市港管理組合職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第8号

四日市港管理組合職員の高齢者部分休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、四日市港管理組合職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年四日市港管理組合条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（承認の申請手続）

第2条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書により、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

3 高齢者部分休業の承認を受けた職員は、あらかじめ任命権者に申し出ることにより、当該承認に係る休業時間の一部を、任命権者が定める時間を単位として取り消すことができる。

（退職手当の取扱い）

第3条 条例第4条の勤務しなかった期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮の同意）

第4条 任命権者は、条例第5条の規定により、職員の同意を得る場合は、当該職員に高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮同意書を提出させるものとする。

（休業時間の延長の申出）

第5条 条例第6条の規定による休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業時間の延長申請書により、休業時間の延長を始めようとする日の1月前までに申請しなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第6条 第2条第1項の高齢者部分休業承認申請書、第4条の高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮同意書及び前条の高齢者部分休業時間の延長申請書の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市港管理組合条例第1号）の規定に基づき、四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第9号

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の2（略）</p> <p><u>（条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の管理者が定める特別の事情）</u></p> <p>第2条の2の2 <u>条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の管理者が定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>（<u>条例第2条の3第3号ハ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ハ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（ii）<u>条例第2条の3第3号ハ</u>に規定する当該子について、保育所等（<u>条例第3条第5号</u>に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日（<u>条例第2条第3号ロ</u>に規定する1歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>	<p>第2条の2（略）</p> <p>（<u>条例第2条の3第3号ロ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ロ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（ii）<u>条例第2条の3第3号ロ</u>に規定する当該子について、保育所等（<u>条例第3条第6号</u>に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日（<u>条例第2条第3号ロ</u>に規定する1歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>

㉒ 常態として条例第2条の3第3号ハに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

㉓ 前条に規定する事情に該当した場合
(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第2条の4 条例第2条の4第3号の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定の職(条例第2条第3号イ㊦)に規定する特定の職をいう。)に引き続き採用されないことが明らかでない場合であって、次に掲げる場合とする。

㉒ 条例第2条の3第3号ハに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日(条例第2条第3号イ㊦)に規定する1歳6箇月到達日をいう。以下同じ。)後の期間について、当面その実施が行われない場合

㉓ 常態として条例第2条の3第3号ハに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳6箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

㉒ 常態として条例第2条の3第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第2条の4 条例第2条の4第2号の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定の職(条例第2条第3号イ㊦)に規定する特定の職をいう。)に引き続き採用されないことが明らかでない場合であって、次に掲げる場合とする。

㉒ 条例第2条の3第3号ロに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日(条例第2条第3号イ㊦)に規定する1歳6箇月到達日をいう。以下同じ。)後の期間について、当面その実施が行われない場合

㉓ 常態として条例第2条の3第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳6箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

④ 第2条の2の2に規定する事情に
該当した場合

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業承認請求書により、管理者に対し、あらかじめその承認を請求するものとする。

2 管理者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

第7条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第1号から第4号までに規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合又は第7号に掲げる場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(5)～(7) (略)

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業承認請求書により、管理者に対し、あらかじめその承認を請求するものとする。

2 管理者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

第7条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第7号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(5)～(7) (略)

<p>(雑則)</p> <p>第14条 条例第11条第6号の規則で定める<u>育児短時間勤務計画書及び条例第13条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、管理者が別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第14条 条例第3条第5号及び第11条第6号の規則で定める<u>育児休業等計画書並びに条例第13条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、管理者が別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第10号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年四日市港管理組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産</p>

<p>に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(12) (略)</p>	<p>に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(12) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第3号

庁 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加 休暇	会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間）の範囲内の期間	育児参加 休暇	会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間）の範囲内の期間

じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき		じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
---	--	---	--

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第8号

四日市港管理組合収納代理金融機関（令和3年四日市港管理組合告示第3号）の全部を次のとおり改正し、令和4年10月1日から施行します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 四日市港管理組合収納代理金融機関

株式会社三十三銀行	国内所在の店舗	
株式会社三菱UFJ銀行	四日市支店	四日市市諏訪町
	四日市中央支店	〃
株式会社りそな銀行	津支店	津市東丸之内

2 事務の範囲

指定金融機関の取り扱う収納事務

公 告

四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年四日市港管理組合条例第3号）第6条の規定に基づき、四日市港管理組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和4年9月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

1 任免及び職員数に関する状況

四日市港管理組合は、三重県と四日市市をもって組織され、職員は三重県、四日市市及び国からの割愛採用職員と、管理組合で採用されたプロパー職員で構成されています。

(1) 採用の状況（令和4年4月1日）

区 分		人数（人）
割愛採用	三重県から	12
	四日市市から	7
	国から	1
新規採用	（プロパー職員）	1

(2) 退職の状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

区 分		人数(人)
割愛退職	三重県へ	11
	四日市市へ	7
	国へ	1
定年退職(プロパー職員)		0
普通退職ほか(プロパー職員)		1

(3) 職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		人数(人)
割愛採用職員	三重県から	37
	四日市市から	29
	国から	1
プロパー職員		28
計		95

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、会計年度任用職員を除きます。

2 勤務成績の評定の状況

(1) 管理職員

評定の対象者	毎年度末在職の一般職に属する部長級、次長級及び課長級の職員
評定者	原則は上位の職の者が評定者となり、評定者の上位の職の者が最終評定者となる。
評定対象期間	毎年4月1日から3月31日まで
評定方法	評定期間における職務行動等を、各評定要素ごとに、5段階絶対評価で分析的な評価を行う。
評定手順	○期首面接…自己申告に基づき、評定者と被評定者が話合いのうえ、被評定者の職務上の目標等を設定する。 ○中間面接…上半期の業績等について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、指導・助言を行う。 ○期末面接…1年間の取組について、3月上旬までに、自己評価を踏まえ評定を行ったうえ、面接(話合い)を実施する。
評定要素	実績、部下指導育成、知識・技能・情報収集管理、決断力等

(2) 課長補佐級以下の職員

評価の対象者	管理職員等を除くすべての一般職の職員
評価者	原則は上位の職の者が第一次評価者となり、第一次評価者の上位の職の者が第二次評価者となる。
評価対象期間	毎年4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日まで
評価方法	評価期間における職務行動等を、各評価要素ごとに、5段階で絶対評価により評価する。
評価手順	○期首面談…自己申告に基づき、評価者と被評価者が話合いのうえ、被評価者の職務上の目標等を設定する。 ○中間面談…上半期の取組状況について、進捗状況や今後の見通し等を聞き取り、自己評価を踏まえ、評価を行う。

	○フィードバック面談…評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。 ○期末面談…下半期の取組状況について、達成度等を聞き取り、自己評価を踏まえ、評価を行う。 ○フィードバック面談…評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。
評価要素	職務遂行、協調性、知識・技能・情報収集力、積極性等

3 給与の状況

(1) 職員1人当たり給与（令和3年10月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	328,000円	445,100円	42.8歳

※ 給与は、基本給である給料に諸手当を含んだものです。

(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（令和4年4月1日現在）

ア 行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	4	4.2%	4	4.2%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	9	9.5%	9	9.5%	主事級
3級	1 主査の職務	25	26.3%	4	4.2%	主査級
	2 主任の職務			21	22.1%	主任級
4級	1 主幹の職務	14	14.7%	14	14.7%	主査級
	2 困難な業務を行う主査の職務					
5級	1 副課長の職務	25	26.3%	25	26.3%	課長補佐級
	2 困難な業務を行う主幹の職務					
6級	1 課長の職務	10	10.5%	7	7.4%	課長級
	2 困難な業務を行う副課長の職務			3	3.2%	課長補佐級
7級	1 次長の職務	5	5.3%	5	5.3%	課長級
	2 困難な業務を行う課長の職務					
8級	困難な業務を行う次長の職務	1	1.1%	1	1.1%	次長級
9級	1 部長の職務	2	2.1%	2	2.1%	部長級
	2 理事の職務					
10級	困難な業務を行う部長の職務	0	0%	0	0%	
合計		95	100%			

(3) 期末・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

期別	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月分	0.95月分	2.150月分
12月期	1.200月分	0.95月分	2.150月分

(4) 手当の種類

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 特別休暇の種類（主なもの）

結婚休暇、ボランティア休暇、忌引休暇、生理休暇、妊婦の通勤緩和のための休暇、妊娠障害休暇、産前・産後休暇、育児時間休暇、学校行事休暇、夏季休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、骨髄バンクへの登録・骨髄液等提供のための休暇、男性職員の育児参加休暇

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

年間付与日数	20日
翌年への繰越日数（最大）	20日
1人当たり平均取得日数	16.3日

(4) 介護休暇の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	男性	女性
介護休暇の取得人数	0人	0人

5 休業の状況

(1) 育児休業の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	男性	女性
育児休業の取得人数	1人	1人
部分休業の取得人数	0人	2人

(2) 配偶者同行休業の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	男性	女性
配偶者同行休業の取得状況	0人	0人

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

分限処分	1件
------	----

(2) 懲戒処分の状況 (令和3年度)

懲戒処分	0件
------	----

7 サービスの状況

営利企業等への従事の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	人数(人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員等	1	四日市港管理組合出資法人の役員
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	0	
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	0	

8 競争試験及び選考の状況

選考の状況 (令和3年度)

区 分	募集人数	受験者数
航海士	1	3

9 退職管理の状況

退職管理の状況 (令和4年4月1日現在)

退職者の営利企業等への再就職情報の届出状況	0件
-----------------------	----

10 研修の状況

研修の状況 (令和3年度)

管理組合が実施したもの	地球温暖化対策研修、転入者研修、安全衛生研修(メンタルヘルス、交通安全、ハラスメント防止)、人権研修、基礎研修(予算、文書管理・情報公開、情報セキュリティ)等
三重県職員研修センター主催	基本研修(昇任時研修等)、管理監督者研修、ブラッシュアップ研修、人権研修等
四日市市職員研修所主催	階層別研修、特別研修等

11 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和3年度)

健康診断の種類	対象者数	受診者数
一般健康診断	94人	94人

(2) 公務災害補償の状況 (令和3年度)

	件数
公務災害認定	0件
通勤災害認定	1件

12 公平委員会の報告事項

勤務条件に関する措置の要求の状況	令和3年度において新たな措置要求事案はなく、前年度から係属している事案もなし
不利益処分に関する審査請求の状況	令和3年度において新たな審査請求事案はなく、前年度から係属している事案もなし

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
